

こちら千葉県弁護士会 京葉支部です



CONTENTS	新しい年度を迎えて 支部長 上野 雅威……………	1
	首都圏弁護士会 支部サミットとは……………	2
	市民の方へのページ 弁護士 岩井 浩志……………	3
	千葉県弁護士会京葉支部 会員紹介……………	4

新しい年度を迎えて

千葉県弁護士会京葉支部
支部長 上野雅威



本年度の千葉県弁護士会京葉支部長に就任した上野と申します。どうぞよろしく。

この文面がお目に触れます頃には多少落ち着きを取り戻しつつあるかとは思いますが、去る3月11日に東北地方を中心に起こった未曾有の巨大地震にお見舞い申し上げます。そして、犠牲になられた多くの方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

このような中での新年度のスタートになりましたが、今年11月12日(土)に当京葉支部の主催で「首都圏弁護士会支部サミット」と称する大会が船橋市内で行われる予定です。

テーマは、現在市川市内に設けられている千葉家庭裁判所市川出張所、市川簡易裁判所を発展させ、これを「千葉家庭裁判所の支部への昇格、千葉地方裁判所の支部の開設(仮)」ということなのです。

既に昨年度、大会実行委員会を立ち上げ、その準備を開始しましたが、本年度の最大目標はこの大会を成功裡に終わらせるということにあります。

その為には、テーマが語るように当京葉支部のトリートリーである浦安市、市川市、船橋3市所在の諸団体、市民の方々の熱いエールを背に受けながら絶大なご理解、ご協力を得ることが最も肝要なことと心得ている次第です。否、むしろ、これらの方々と共に歩んでいけたらと感じているところです。

当京葉支部では、従来からもその活動について広報はしてきましたが、残念ながら、まだまだ浸透しているとはいえ知名度は低調であると言わざるを得ません。

近時は多少は違ってきた様相も伺えますが、それでも、多くの方々にとって、弁護士・弁護士会などとい

うものとは縁遠い生活を送っているのが実情でしょう。それが正常な市民生活といえるのかもしれませんが、しかし、益々複雑化している昨今。自分ではその積もりではなくても、いつ法律的な問題に巻き込まれるかもしれない時代です。当京葉支部としては、そのような事態にすぐに対応できるようにと心がけています。

ここで弁護士会について一点だけ申し上げます。

世間の多くの業界では「..会」、あるいは「..協会」などという業界団体があります。弁護士会も弁護士業界が組織する業界団体ですが、特徴ある点があります。それは強制加入団体であるということです。たとえ国家試験に合格し資格を得ても弁護士会に加入・登録しない限り弁護士業務を行えない、という点です。この裏返しとして、弁護士は弁護士会の監督には服する必要があるが国の監督には服さない。弁護士会の懲戒処分を受けることがあっても、国の懲戒処分を受けることはない、ということになっています。

何故このようになっているのでしょうか？

それは、弁護士業務というものは、市民の為に国のなした処分の取消しを求めたり、国に対し損害賠償を求めたり、あるいは犯罪をめぐって国の機関である検察官と争ったり、時として国と対峙する必要があるからです。国にとっては不都合なことでも、市民の視線から見れば重要な権利擁護の場合があるからです。もし、弁護士が国の監督に服し、あるいは懲戒処分を受けるようなことであれば、弁護士がそれを畏れて弁護士業務が萎縮し市民の権利擁護が完遂できなくなるからです。これを「弁護士自治」といいますが、極めて重要なことであります。

このような弁護士会の京葉支部というものをご賢察いただき、今後ともご支援をいただければ幸いです。

首都圏弁護士会支部サミットとは

前号では、これまでに行われました首都圏弁護士会支部サミット（支部サミット）について、開催地とテーマ等についてご紹介しました。

今号では、最近の支部サミットで話し合われた事柄について、第7回の多摩大会（東京三弁護士会多摩支部）及び前回（第8回）の小田原大会（横浜弁護士会県西支部）の様様をお伝えいたします。

第7回の支部サミットが開催された東京都の多摩地域（26市3町1村）では平成20年当時には人口が400万人を越え、同裁判所支部管内で扱われる事件数が全国の本庁・支部との比較でも刑事事件が全国8位、民事事件が全国10位、家事事件が全国4位となっていました。

ところが、同裁判所が支部であるために、管轄区域内の行政訴訟、簡易裁判所の事件に対する控訴事件などの裁判手続が行えないという現状にありました。

このような現状を踏まえて、東京都立川市を中心とする東京三弁護士会多摩支部では、地域の司法格差を解消して、もっと裁判所が市民に利用し易くなるために、東京地方裁判所立川支部を本庁として整備することが必要であるとの提言を行いました。

前回（第8回）の支部サミットでは、主に裁判所支部での裁判員裁判がメインテーマとなり、現状の報告やパネルディスカッションなどが行われました。

平成21年5月21日施行の裁判員法に基づいて、各地方裁判所本庁の他、全国の裁判所203支部のうち10支部で裁判員裁判が実施されることになり、横浜地方裁判所小田原支部でも裁判員裁判が行われることになった関係で裁判員裁判がメインテーマとされた次第です。

そして、大会では、裁判員裁判の事件数や裁判所支部管内に所属する弁護士の実情などが紹介され、現状における裁判員裁判の問題点として裁判官・検察官が不足していることが裁判件数の滞留や裁判所支部と裁判所本庁との司法格差が生じる可能性があることなどが指摘され、更なる改善が必要という認識を共有することができました。

また、横浜弁護士会の各支部に所属している弁護士による寸劇「ワーキングプア強盗致傷事件」も上演され会場は大いに盛り上がりました。

このように、支部サミットでは、これを開催する支部ごとに様々な問題や実状などが話し合われているのです。

これまで支部サミットの歴史をご紹介しましたが、次号からは2回にわたり我が千葉県弁護士会京葉支部の歴史をご紹介致します。

労働審判の内容とその手続について



弁護士 岩井 浩志
船橋総合法律事務所
千葉県船橋市湊町1-1-15
電話：047-433-1998

1. はじめに

近時、我が国では、個別労働紛争が激増し、従来行われていた民事訴訟の手続で円滑に対応することができなくなっており、また、労働者の権利意識の向上と、それを前提とした男女雇用機会均等法をはじめとする新たな立法によって、セクハラやパワハラ等の新しい紛争が多数表面化するに至りました。

そこで、より簡易迅速に労働問題を解決する制度として「労働審判法」が制定され、平成18年から施行されています。

今後、従来の民事訴訟手続に代わり労働審判手続により審理される事件（例えば、解雇、賃金請求、退職金請求、残業代の支払請求など）が更に増えることが予想されますので、簡単ではありますが、労働審判手続について概観してみたいと思います。

2. 特徴

①手続が迅速であること

通常の労働事件ですと、提訴から判決までおよそ2年ほどかかると言われています。しかし、労働審判事件は原則として3回の期日で結論を出すことになっています（なお、第1回目の期日は、申立て後40日以内に指定されます。）。そのため、労働審判を審理する労働審判委員会が第1回期日から争点と証拠の整理を行いますので、当事者、特に相手方となることの多い使用者側の準備は相当大変です。

そして、概ね、審判申立後から3～4ヶ月で審判が出されることとなります。

②専門性

労働審判員会は、裁判官と労使の専門家2名（労働審判員）による合議体で構成され、その評決は

過半数によりますので、労働審判員には裁判官と対当の強い権限があります。

これは、労働問題の専門家が労働審判員として手続に加わることにより、より実情に即した審理、調停、審判がなされることが期待されているといえます。

③柔軟性

通常の民事訴訟における判決は、「請求権があるかないか」の判断しかなく、その他の解決はあり得ません。しかし、労働審判法は、「個別労働関係民事紛争を解決するために相当と認める事項を定めることができる」（20条2項）としていますので、例えば、解雇が無効である場合にも、当事者の実情によっては金銭解決も可能であるし、賃金未払に置いて分割払いを命じることもできます。

3. 最後に

簡単ではありますが、労働審判についてまとめてみました。今後、労働審判は労働者側から提起されるケースが激増することが考えられますが、その際、適切に対応するためには、いち早く弁護士に相談して頂くことが必要不可欠であると思います。1日相談が遅れるとそれだけ準備も遅れますから、労働審判の申し立てが予想される場合には、お知り合いの弁護士に相談するか、または、千葉県弁護士会の法律相談に来られることをお勧めします。

※船橋商工会議所会報誌「ハンドシェイクふなばし」
2010年2月号より転載・補訂

船橋商工会議所 専門相談応じ隊

船橋商工会議所では、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士、弁理士、土地家屋調査士、日本政策金融公庫による定例の無料相談会を実施しております。

弁護士相談については、当支部の弁護士が相談を担当しております。

お申込み・お問合わせ先

船橋商工会議所中小企業相談所 商業振興課

☎：047-435-8211

会員紹介

弁護士 碓井 卓也

ひかり法律事務所
浦安市北栄1-16-16 折本ビル401
電話：047-350-1491

東京で一般民事事件のほか、刑事事件や自治体法務等の経験を重ね、地元である京葉支部に戻ってきました。敷居の低い弁護士でありたいと考えております。お気軽に相談ください。

弁護士 大原 浩史

京葉まちかど法律事務所
船橋市湊町2-2-19 イシデンビル5階
電話：047-432-8606

市川学園(市川中学・市川高校)を卒業した後、千葉県内の某ゴルフ場で働き、一念発起して千葉大学ロースクールで法律を学びました。

今回の支部サミットを通じて、京葉地区に少しでも貢献できればと思っています。

どうぞよろしくお願い致します。

弁護士 大石 聡子

船橋第一法律事務所
船橋市本町2-27-25 太陽生命船橋ビル7階
電話：047-435-3681
HP：<http://www.f-daiichi.wits.ne.jp/>

2004年弁護士登録。
地域に根ざした弁護士を目指して市民生活に関わる法律問題に一つ一つ取り組んでいます。

多様な事件の中でも離婚・相続・成年後見といった家族に関わる経験を多く重ねております。

弁護士 中易 憲隆

浦安なかやす法律事務所
浦安市北栄1-12-6 U-BIGガーデン4階
電話：047-354-3062

私は、浦安なかやす法律事務所の弁護士中易憲隆です。浦安で育った私は、故郷の浦安での事務所開設を決意し、平成22年10月に、第一東京弁護士会から千葉県弁護士会へ登録換えを行い浦安なかやす法律事務所を開設しました。

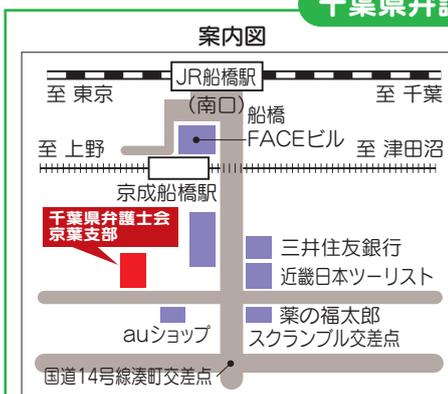
民事事件、刑事事件を問わず幅広い事件を取扱い、地域に根ざした弁護士を目指し日々業務に励んでおりますので、宜しくお願いいたします。

千葉県弁護士会京葉支部

「第9回首都圏弁護士会 支部サミット in 船橋」

平成23年11月12日(土)
午後2時～

JR船橋駅前
フェイスビル6階
「きららホール」
にて開催



住所：〒273-0005
千葉県船橋市本町1-10-10
船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775
FAX：047-437-3607

ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)

アクセス：JR船橋駅より徒歩5分
京成船橋駅より徒歩4分

編集後記

この度の東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈りいたします。

編集部

発行日：2011年4月10日

発行：千葉県弁護士会京葉支部

〒273-0005 千葉県船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775 ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)